

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	〇 道路の区域変更 〇 道路の供用開始 【公告】 〇 随意契約の相手方の決定 〇 公共測量の実施
		担当課（室）	道路整備課 ” デジタル推進課 監理課
			目次
			担当課（室）

◎岡山県告示第二百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 芳井油木線
- 三 道路の区域

区	域	新 旧 別	幅 員 (メー トル)	延 長 (メー トル)
井原市芳井町西三原字曾根田上七四番一 地先から 井原市芳井町西三原字開田八〇番一 地先 まで		新	七・一 〃 一三・八	一七三・二
井原市芳井町西三原字曾根田上七四番一 地先から 井原市芳井町西三原字開田八〇番一 地先 まで		旧	五・五 〃 一一・四	一七三・二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 芳井油木線
- 三 道路の区域

区 域		新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
井原市芳井町西三原字下谷向二九番地先 から 井原市芳井町西三原字下谷向六番一地先 まで	新	八・三 〃 二一・六	二八一・八	
井原市芳井町西三原字下谷向二九番地先 から 井原市芳井町西三原字下谷向六番一地先 まで	旧	四・九 〃 二一・六		

◎岡山県告示第二百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	芳井油木線	井原市芳井町西三原字下谷向二九番地先から井原市芳井町西三原字下谷向六番一地先まで	令和七年四月二十八日
県道	市場青木線	小田郡矢掛町東三成字鳥ヶ滝四〇四七番四地先から小田郡矢掛町東三成字鳥ヶ滝四〇四七番一四地先まで	

〔一八九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約者等を決定した。

令和七年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達件名

令和七年度鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウドサービス提供業務

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総務部デジタル推進課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 契約の相手方を決定した日

令和七年四月一日

四 契約の相手方の氏名及び住所

第二期鳥取・岡山自治体情報セキュリティクラウド共同企業体

岡山市北区大内田六七五番地

五 契約金額

一一一、〇三八、四〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一〇、〇九四、四〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため

〔一九〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年四月二十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市船穂町船穂 地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量、用地測量）	測 量 の 種 類
令和七年四月二十一日から 同年九月十日まで	測 量 期 間